

ジョ - ジア日本語学校運営委員会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 目的
この規約は、ジョ - ジア日本語学校規約第 2 5 条の規定に基づき、運営委員会運営、学校運営、付属機関について定めることを目的とする。
- 第 2 条 本規約の改廃
本規約の改廃は、運営委員会で運営委員総数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 2 章 運 営 委 員 会 運 営

- 第 3 条 運営委員会の開催
第一項 定例の運営委員会は、4 月、6 月、9 月、1 1 月、1 月、2 月にこれを開催する。
第二項 臨時の運営委員会は、必要に応じて随時これを開催する。
- 第 4 条 運営委員会の招集
運営委員会は運営委員長がこれを招集し、運営委員長に事故ある時は副運営委員長がこれを招集する。
- 第 5 条 運営委員会への関係者の出席
運営委員会の協議に際して、必要がある時は協議事項に関係のある者を出席させて、その意見または報告を聞くことが出来る。
- 第 6 条 運営委員会の協議事項
(1) 父母総会で決定した本校業務の執行計画
(2) 父母総会の招集に関する事項
(3) 父母総会付議事項の立案
(4) 教員及び事務局事務員の雇用及び執務条件に関する事項
(5) 各規約、規定の新設、改廃及び運用に関する事項
(6) その他業務執行上の重要事項及び業務執行についての報告
- 第 7 条 協議事項の決定
運営委員会の協議事項は、協議を経た後承認を以て決定とする。
採決を要する場合には、運営委員総数の過半数の賛成を必要とする。
但し、父母総会にジョ - ジア日本語学校規約の改廃を立案する場合は、採決事項とし、運営委員総数の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- 第 8 条 運営委員長の権限
運営委員長は、第 6 条（運営委員会の協議事項）及び第 7 条（協議事項の決定）の規定にかかわらず、緊急と判断した場合には、運営委員会を開催することなく協議事項の決定を行うことが出来る。但し、決定に際しては、出来る限り該当事項に関係する運営委員の意見を徴するものとし、次回開催の運営委員会でその結果を報告する。
- 第 9 条 議事録
運営委員会の議事録を作成し、保存する。

第 3 章 学 校 運 営

第 1 0 条 教務部および教員

- (1) ジョ - ジア日本語学校規約第 4 条 (1)、(3) 及び (4) に定める事業を行うため、本校に校長、教頭、教員を置く。
- (2) 校長は、同規約第 2 4 条第三項に基づく業務及び右に関連する父母総会、運営委員会の指示及び依頼に基づく業務の執行を統括するとともに、教員の監督・指導を行い、問題が生じた場合には遅滞なく運営委員会に報告するものとする。
- (3) 教頭は校長の職務を補佐し、校長に事故ある時はその代理をする。
- (4) 教員は児童・生徒の教育をつかさどる。
- (5) 文部科学省派遣教員が一名の場合は、運営委員会で指名された教務主任をおくことができる。
- (6) 校務運営の円滑化のために主任会を置く。主任会は、校長、事務長、教頭もしくは教務主任、及び校長の任命する教員を以て構成し、校長がこれを統括する。主任会の運営については校長が逐次運営委員会に報告する。

第 1 1 条 校長、教頭、もしくは教務主任の任命

前条に定める校長、教頭の任命は運営委員会が行い、原則として校長、教頭には日本国文部科学省の派遣者を充てるものとする。

第 1 2 条 教員及び事務局事務員の服務・待遇

教員及び事務局事務員の服務の詳細及び待遇については、別に定める。

第 1 3 条 クラブ活動

クラブ活動についての詳細は、別に定める。

1 9 9 4 年 4 月改訂

1 9 9 5 年 3 月改訂、4 月施行

1 9 9 6 年 3 月改訂、4 月施行

1 9 9 8 年 3 月改訂、4 月施行

2 0 0 0 年 8 月改訂、9 月施行

2 0 0 5 年 1 1 月改訂、施行